

毎週火、金曜日発行(但休日、当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇監査公告 目次

昭和三十年度に係る各保健所の定期監査の結果公表

### 監査公告

#### 鳥取県監査公告第四百四十五号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る各保健所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年六月七日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫

同	監査箇所	近藤 伝一
鳥取	保健所	執行年月日
倉吉	"	昭和三十一年二月二日
浜村	"	二月七日
米子	"	二月八日
根雨	"	二月九日
郡家	"	日

保健所業務は諸施設の整備と関係職員の努力とによつて、戦後飛躍的に進展し住民の利用増加と公衆衛生、予防衛生に対する認識を深めて来たことは、真に喜ばしいが、しかしながら今回監査の結果なお業務の滲透、行政措置の徹底を図るべき余地が尠くないと思われるのであるが、現在の組織施設、予算を以つては到底万全を望み得ず、各所共すでに活動の限界線に達し、現に職員不足のため勤務過重を余儀なくしている事例が認められるので、この際従来の運営方針に根本的再検討を加え保健所業務

の一層合理的、効率的転換を図るべき時機と思考するの  
 で、県当局は次の点考究措置されたい。

一 市町村その他実施機関の自主的活動を促進助長する  
 こと。

現在各保健所が処理している業務の中で市町村、官公  
 庁及び事業場等が当然実施すべき健康診断等の受託業  
 務の占める割合は極めて大きい。戦後保健行政の急速  
 な進展をはかるため、補完行政として県が積極的に検  
 診その他諸計画を樹てて市町村等をしてこれに協力せ  
 しめる形を採つて今日に至つたので勢い実施主体であ  
 る市町村等の多くはすべてを所轄保健所に依存し一般  
 保健衛生に対する活動が消極的となり民間診療機関の  
 整備も亦立遅れておると思はれるので来生、思想が向  
 上した今日県は来生に關する諸法令の主旨を徹底して  
 市町村等をして主体性を再認識せしめて自主的、積極  
 的に活動せしめ、保健所はモデル地域の指導及び広域  
 行政並びに行政権の行使に漸次重点を指向すべく根本  
 方針を切替すべき段階であると認めた。

なおこのためには市町村予算の確保、施設の整備、保  
 健婦その他の専任職員の設定及び国民健康保健制度の  
 普及並びに下部組織団体の育成等基本的事項の解決が  
 先決問題であるので、県は関係部局協力して助言、助  
 長するよう配慮されたい。

二 保健所運営の総合的企画は所内の有機的連け、に特  
 に留意し、市町村等との連絡を密にして一層重点的に  
 策定し、予算との関連を考慮して強力に推進すること、  
 なお保健所運営協議会の活用をはかること。

保健所の所管事務は公衆衛生全般に亘り行政事務、指  
 導事務及び各種事業はすべて相互関連性があり総合性、  
 一貫性ある推進が肝要であるが、前回も指摘した如く  
 予算措置において特定歳入の裏付の少い食品衛生、環  
 境衛生或いは衛生教育等衛生行政の基本的分野に対す  
 る配慮が十分でない。また行政的な活動は一般に低調  
 であつてしかも予防衛生事務との連け、に一層留意す  
 べきものがあるが、前項に述べた如く新たな運営方針  
 の下に総合計画を樹立し所内事務の調整をはかり、最

も効率的にこれを執行するよう考究されたい。また各  
 所に設置している保健所運営審議会は法定の機関であ  
 るにもかかわらずその委員の更新もせず放置し全く活  
 用していない所があるのは遺憾につき活動促進に特に  
 意を用いられたい。

三 行政事務の処理は一層厳正徹底的に行うよう陣容の  
 強化をはかるべきである。

保健所の行う行政事務は保健衛生全般の基礎となる重  
 要な事項が多くその分野も極めて広いが、職員過少の  
 ため一般的に不徹底の憾がある。即ち各種許認可、検  
 査取締或いは各種届出審査並びにこれに対する指導監  
 督等は微温的であり徹底していない。これは前述した  
 如く市町村等の行うべき事務に対する補完的行政又は  
 受託業務に追われる結果職員の増配が困難であり殊に  
 特定歳入の裏付等のため予算的にも制約されているが、  
 前回も強く考慮を要望した如く職員の充実強化を活動  
 の活潑化が急務と認めるので人員、予算の充実方再考  
 を促したい。なお各保健所においては、市町村、事業

場、医師薬剤師及び関係業者並びに機関等の義務履行  
 につき一層強力に指導監督するよう留意すべきであ  
 る。

四 衛生教育の推進を図ること。

衛生教育は総合的企画と各単一業務に附随し、映写幻  
 灯、講習講演等によりその浸透をはかつているが、前  
 回も指摘したように不十分な面が多い。保健所の業務  
 の円滑な推進及び成果は、かかつて住民の衛生思想の  
 向上と関係者の自発的協力に依る点にかんがみ重点的  
 指導計画を樹て地域及び階層に偏することのないよう  
 特に留意の上集団指導と民間衛生組織の育成について  
 努力されたい。

五 結核検診の強化とその浸透につき一層検討考究され  
 たい。

結核対策は最も重要な業務の一つであつて健康診断体  
 制の強化が緊要である。各保健所が行つている集団検  
 診は学校、官公署、事業所等の実施によつて稼働能力  
 の限度に達し、一般市町村住民にまで手が届かない実

情である。昭和三十年八月結核予防法の一部改正によつて全住民を対象とする検診は各保健所がこれを完全に受託実施することは困難と認め憂慮されるが今回の監査を通じ、家族感染の防止、潜在患者の発見及び在宅患者の管理上診断の徹底を図ることが緊要と認めるので民間診療機関の検診機能の動員と県におけるレントゲン自動車の増設整備による機動力とにより検診体制の整備強化策を樹て積極的に措置されたい。

七 伝染病予防防疫対策は総合的推進をはかることが肝要である。

伝染病予防に関しては予防接種の励行、環境の整備、食品衛生監視の徹底及び衛生教育の滲透、住民の協力並びに医師の措置の励行等未だなお考究の余地が極めて多い。また市町村の予算その他に対する連絡指導及び医師の義務の完全履行(特に届出)等につき留意すべきである。

六 保健婦活動の徹底をはかりかつ市町村保健婦の設置勸奨に努力すべきである。

保健婦活動は内はクリニック及び集団検診等の介助その他事務整理のため患者訪問指導は徹底し難い実情である。殊に米子保健所の如きは管内市町村保健婦が少いため負担が過重となり、いきおい不徹底はまぬがれないが各所共通的に指摘される問題であるので根本的に市町村保健婦を完全配置せしめるよう県として強効に行政指導すべきである。なお業務の運用に当り母子衛生等については集団指導により能率を図っている向

八 食品、環境衛生監視指導は不徹底である。

毎回指摘し冒頭にも述べたところであるが、担当の職員は各所共不足し、また予算的にも当局の配意が欠けているので、このような基本的な行政事務は厳正適確に遂行せしめるよう考究すべきである。また薬事監視についても同様善処されたい。

九 内部牽制組織の強化について措置せられたい。

すなわち保健所業務は殆んどすべて会計事務(収入事

務)に関連があるが技術面と事務面との連絡或いは例規が実情に即しないため出納その他の処理に考究すべきものがなお見受けられるので所長及び総務課長は特に留意し職員管理の面からしても考究善処されたい。

鳥取保健所 昭和三十一年二月二日監査  
 監査委員 松本利治  
 同 近藤伝一

一 赤痢の予防措置について一層配意が望ましい。昨年比較的多発した市町村部落住民に対し保菌検索を実施し二二〇名の健康保菌者を摘出していたことは適切な措置である。しかしながら管内の伝染病患者の発生状況は前年度に比し一八名増加し、二二五名でこの中赤痢(疫痢を含む)患者が一四二名を占め、その大部分は鳥取市の集団発生によるものであるが、その他各地に散発の状況にかんがみ、特に今後の重点を環境及び食品衛生両面の推進に指向し、市町村と連携を一層密にし、予防措置に万全を期されたい。

なお神戸村の集団発生の結果からみると、医師の初診から届出まで相当期間があつたこと。部落民の認識及び非協力的であつたこと。市当局の措置が緩慢であつたことが強く指摘されたことは遺憾である。

二 伝染病予防接種に関し、市町村長を督励し強力に推進せしむるよう措置が必要である。特に管内の接種率は不振である。もつとも時期的に遅延し現在実施中のものもあつたが、法定接種の完全実施に行政的配意すべきである。また市町村長の報告する実施報告数字に遺漏のものがあつたので、この点特に留意し努めて統計事務は正確を期されたい。

三 性病予防対策については一層努力されたい。特に予防の完璧を期するため、場合によつては取締強制検診等の強権措置が必要であるが、更に業者並びに関係組合と連絡を密にし協力を求めるとともに業態婦の自発的検診指導に努力されたい。なお医師の届出の完全履行につき留意を望む。

四 結核予防対策について根本的に考究善処されたい。

すなわち健康診断、特に集団検診は官公署、学校等成績は良好であるが、事業所に対する実施状況は低調である。これは実態は、あくが徹底していないことに起因しているので、関係機関と緊密な連絡をとり受診の向上に留意されたい。また一般住民の検診は毎回指摘要望しているが低調である。特に昭和三十年八月結核予防法の一部改正によつて、全住民対象となつたが検診実施責任者である市町村長に対する指導監督と一般住民の趣旨の徹底、検診の勧奨に一層努力が肝要と認められた。なお間接撮影受診者は十二月末現在五万一千余名で三月まであと四千名を見込んでいる。

式的である。最近における種々の事件の発生状況等にかんがみ、主管課と連絡の上、これら薬事監視は更に徹底すべきである。また覚せい剤(ヒロポン)の予防対策、取締等においてもなんら措置されていないので考究善処されたい。なお薬事担当技術者の強化が緊要と認められるので考慮されたい。

#### 七 保健婦活動について根本的に考究されたい。結核患者の患家訪問に重点をおき活動しているが未だ低調である。特に計画的患家訪問 或いは町村保健婦との連携、等指導体制を確立し、重点的しかも効率的活動せしむるよう一層配慮されたい。

#### 八 経理事務につき次の点留意されたい。

- 1 経費支出伺の処理は厳格にされたい。
- 2 と、畜検査手数料の未収があつたことは遺憾につきその処理状況を検討し厳正処理すること。

#### 六 劇毒物の取締及び一般医薬品、化粧品等の監視が形

倉吉保健所 昭和三十一年二月七日 監査

監査委員 近藤 伝 一

一 A級保健所としての人的整備について県関係当局の配意を望む。本件については前回強く指摘したにもかかわらず、A級昇格に伴う人的考慮が払われず漸く最近に到つて一名の保健婦を増員したのみで他は旧態依然の陣容をそのまま充てているので折角拡張整備した施設も充分活用する域に達していない。したがつて業務実績を見ても従前に比し著しい進展はない。

二 移動保健所の企画運営について慎重を期されたい。当所の特性の一つとして昨年度から移動保健所を開設して広く民衆に接し保健所事業の活潑な運営に努力していることは結構であるが、三十一年度から従来の健康相談業務から各種保健所業務の窓口行政を行う意向であつたが前記陣容問題を解決しなければ、その機能を發揮し難いと認められるのでこの点特に留意されたい。なお運営については特定町村のみに偏向することなく計画的に推進することが肝要である。

#### 三 業務計画の推進に当つては所内総合企画、調整を図つて強力にしかも効率的執行するよう配意が必要である。すなわち計画推進に当つて所内調整、特に業務面と事務面との相互連携、の不十分によつて予算執行と事業の実施等にかげ離れた面がある。例えば計画内容の不徹底、各係間の連絡調整による総合的業務の推進、或いは事業実施に伴う経費の関連性等が指摘されるが要は計画樹立とその運営がすべて所長の方針のもとに円滑に統制されるよう留意が肝要である。

四 保健婦活動は一部に偏向することなく計画的に活動せしむるよう配意されたい。すなわち保健婦の三名乃至五名は毎週四日間、所内クリニックに従事している関係上その活動が阻害されている。患家訪問実績は前年度より二千余件増加しているのは、本年度実施した審核実態調査と兼ねたものを含めたものであつて、総体的に見ると市部に重点を置き郡部に対する訪問は、その実績からして消極的であるので町村保健婦との連携、いも緊密にして効果的活動に工夫されたい。

五 経理出納その他の事務処理に当つては前回も強く指摘したにもかかわらず所内の相互連絡に円滑を欠き遺漏のものが依然として是正されていないことは甚だ遺憾である。責任者は勿論のこと全職員に対し一層の自覚を促がし事務の適正、効率的な執行を期するよう格別の配意が緊要である。

浜 村 保 健 所 昭和三十一年二月八日監査

監査委員 近 藤 伝 一

一 環境衛生、食品監視等の推進は当所の重点施策の一つとして、主旨の徹底、監視の励行に努めているが、これら監視結果に基く指示及び指導事項等の措置顧末は明確に記録保存し爾後の監視業務運用に資するべきである。

二と、畜検査は形式的に陥つている傾向があるので、事実確認と検査の厳格を期すべきである。また、場は県営と、場である関係上、連けいを先分にとり取締についても徹底を期すべきである。

三 母子衛生については特定地域のみを対象とせず強力に実施することが望ましい。すなわち小鷲河母子愛育会の組織に伴い現在モデル地区に指定し講習、講演等実施しているが、他地区ことに山間避地及び母子衛生に対する関心の薄い町村(部落)に対しては余り手が届いていない。これらは組織団体の協力に俟つところが大であるので各種団体を通じて組織的活動に配意されたい。

四 保健婦活動について根本的に考究善処を望む。すなわち保健婦四人に対しクリニクに従事するほか地域的に見て検診業務の頻繁及び地理の悪条件に関連し患者訪問指導は火、木曜日を充てているのみで、年間を通じて一患者に対し平均一回乃至二回程度の訪問であるので再検討し効率的活動に配意が必要である。なお本管内は町村保健婦との連けいをとり指導助言を与えているが、更に密接な連けいにより保健婦活動の推進を図られたい。

五 経理その他事務の処理状況は概ね良好である。

米 子 保 健 所 昭和三十一年二月八日監査

監査委員 松 本 利 治

同 大 西 節 夫

一 当所管内人口は十八万六千三百余人に達し県下随一であつてことに属人的業務を主体とする保健所として、他所に比較し負担が重く、業務内容の充実につれてモデル保健所としての機能を維持し、これを更に完全に發揮せしめるには従来の運営方針、現有施設及び陣容をもつてしては到底困難とかがえられる。

特に県財政の制約は職員の欠員不補充の方針によつて直接影響し、

一 現に勤務過重を余儀なくしているもの

二 業務の徹底を期し難い部面が随所に認められる  
等県当局の考慮が望まれるが、冒頭に述べたごとく市町村その他関係者の積極的措置の促進を考慮して、根本的な指針を明示するとともに、民間機関に依存できないレントゲン室(現在の実績を維持するとしても拡充を要す)レントゲン車、試験室等必要最少限度の諸

施設は早急に充実し、これに伴う人的、物的整備についても措置することが緊要である。

二 母子衛生は当所の重点事項として引続き特に努力し、妊婦検診、乳幼児検診及び保健指導を行い、母子保健指導予算は僅か八万円余であるが総合的運営により効率をはかつており順調な成績を収めている。すなわち妊婦検診においては受診率が若干低下しているけれども、初妊婦の受診が増加の傾向にあることは好ましく啓蒙指導の成果により乳児検診は飛躍的增加している。

一面受胎調節については講習会(六一回)により普及をはかつているが受講者(一、一二五人)の階層は概ね固定しているようであつて効率的考究の余地がある。本年度における出生数は三、三〇九人で増加の傾向にあり、人工妊婦中絶数三、〇三七(内四ヶ月以上が二〇%弱)自然流産数一、五一〇(四ヶ月以上届出数、四ヶ月未満は不明)を検討すれば(正確な対照はできないが)なお徹底の余地があり、特に後期中絶数が

多いことは衛生教育に考究すべきものがある。なお監査当時特定の階層に対する実地指導及び器具、薬品等の給与につき計画していたことは極めて適切な措置と認められたが、計画の完遂については指導員のみならず、ことなく、実体を掌あぐし管理に遺漏のないよう格別留意されたい。

三 結核対策は近年特に積極化してきたことは使用料の増加(本年度四百二万余円、前年度三百二十一万余円)によつてもその一端がうかがわれるが、検診の態勢は管内事情から見て不備であつて、特に市部に対する検診施設(庁舎増築)レントゲン技術者の充実、フィルム処理室の整備等基礎的な考慮が必要と思われる。一般住民に対する滲透は各所共通課題として県当局の根本的な配慮なくしては到底望み難いけれども、集団検診計画は学校、事業場等に主力を置くため、一般住民に対するせつかくの計画も概ね農繁期に当り必然的に効率低下をきたす等は全体計画の上から今後検討すべきである。なお本年度結核関係業務実績は次のとおり

であつて、保健婦家庭訪問は本年度特に実態調査の關係もあるけれども伸長しており、指導内容、訪問記録及び関係機関との連絡措置も概ね適切と認められた。

結核関係業務実績 (曆年度)

区分	昭和三〇年度	前年度	備考
相談件数	一、〇三三	一、五七七	
集団検診	五七、七六一	五四、七六一	
気胸	一四七	三五	
クリニック	一四九	一五三	
家庭訪問	五、八六六	三、〇四五	
栄養相談	七七七	六六一	
細菌検査	一、五九三	二、四九九	
ツベルクリン	六、五八二	五、四五二	
レントゲン線	八六七	一、五三二	
透視	六〇、五五九	五四、七八一	
間接	五、九六七	六、五九九	
直接			

四 伝染病予防接種の状況は郡部に比し市は極めて低調であるので、その対策を考究し推進されたい。特に市町村長に対する指導督励について留意が肝要である。

五 食品営業に対する許可後の衛生監視は不徹底である。衛生監視は市部を主眼とし、郡部は行なわれていない実状である。また監視結果に対する措置は監視員の口頭指示で処理しているので文書措置により徹底を期されたい。なお無許可営業に対する取締を実施した結果十二月末現在で五三件(新規営業二二、不更新営業三二)の無許可営業者があり、この中には過去二年間も無許可で営業を行つていものもあるが何ら行政措置せず放置していたので今後一層強力に実施されたい。

六 乳検査状況は市内は日曜日を除き毎日実施しているが、郡部における搾乳農家は二十七年調査によれば約六百戸であるが現在数を確認せず生乳処理の検査は全く実施していない。同管内は酪農振興の施策によつて今後生乳検査の強化を要すると認めるので県当局は

この点十分配意し徹底を期せられたい。なお十二月末現在までの検査件数三七〇件に対し一七・八%の不良品質比を示している。中には細菌検査等を要したものが五件あつたがこれに対する処置は適切と認め難いものがあるので遺漏のないよう処理されたい。

七 狂犬病予防注射の状況は低調であるので考究されたい。すなわち三、一六七頭の登録数に比較し注射済数は二、五九一頭(第一回)で五七六頭未実施、第二回は二、九五八頭となつてい。

八 経理・出納その他の事務処理につき欠の点留意されたい。

- 1 診療及び検査に対する収入測定洩れ及び誤測定が散見されたのでカルテ、調定補助票及び各種検査件数等と照合すること。
- 2 証紙整理は不明確なものがある。適正かつ迅速に処理すること。
- 3 レントゲンフィルム等の出納は一層厳格を期すること。

根 雨 保 健 所 昭和三十一年二月九日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 大 西 節 夫

一 衛生教育は全般的滲透の方途を総合的に企画推進することが肝要である。すなわち管内は地勢的及び社会的条件からして、特に衛生教育の推進に努力が望まれるが、当所は従来学校の健康教育との関連及びその効果に留意し溝口中学校なども保健所の育成助長を通じて附近一般住民の啓蒙をはかり、また地域集団指導、グループ指導等々にも意を用いているが未だ全域に滲透する段階に至っていないので、これらモデルケースの育成と併せ公民館等による民間組織活動の育成助長に一層努力し伸長を期されたい。

二 伝染病予防接種について町村長を督促し、強力に推進、その万全を期されたい。すなわち接種率は七十二・六%で前年に比し一〇・七%下廻っており低調である。特に郡部に比し町は不振であるが、これらの実態のは、あく、を実施してないので監督指導について、なお

一層考究善処が肝要である。

三 伝染病防疫対策については医師の協調連絡と一般住民の協力が要請されるのでその指導に配慮されたい。すなわち十月三十日、真住小学校学童を中心とした猩紅熱の集団発生は相互連絡の不充分と、父兄一般の関心が低調であることが指摘される。

四 薬事の適正を図るため、薬事監視を徹底的に実施すべきである。すなわち昭和三十年一月より十二月までの監視実施状況は七月七日の一回のみである。監視員の欠員の関係もあつたが昭和三十年十月欠員補充されたのであるから軌道にのせるよう十分配慮されたい。

五 牛乳処理について低温並びに高温殺菌による牛乳処理場は管内に五ヶ所(本年度新設三)あり、管内需要のある程度には応じ得る態勢であるが、牛乳検査はほとんど実施されず放任されている実情であつたことは遺憾である。安全な市乳の飲用を保障し、牛乳検査及び指導等強力に実施すべきである。

六 食品営業許可に対する食品衛生監視及び営業監視等

の調査結果はすべて口頭復命で処理しているが適当でない。調書復命により記録保存し今後の監視指導に資する配慮が必要である。なお無許可営業者十一件あつたが、これらの警告措置は口頭指示のみで処置しているが適切でない。公文書による措置顛末を明確にし、監視の徹底を期すべきである。

七 と、畜検査については当所管内にと、畜場施設がない関係もあるが、本年度は僅か七件である。密殺及び肉販売等に対する監視に一層留意されたい。

八 出納事務につき各種手数料に係る証紙整理は不明確であるので留意されたい。

郡 家 保 健 所 昭和三十一年二月九日監査  
監査委員 近 藤 伝 一

一 本年度諸般の業務活動は、庁舎の中央部移転に伴つて町村との密接な連け、が保たれ特に住民の利便が図られ概念的には容易になり活潑化してきたことは結構である。しかしながら各種の業務実績を個々に内容検

討して見ると中にはなお一層の努力を要すべきものがある。

二 結核検診は、一層強力に推進し患者の早期発見に努力されたい。本年度における集団検診(レントゲン撮影)目標は二万三千人に対し既に一万九千余実施し目標達成に努力しているが、一般住民に対する検診率は極めて低調であるので、これが勧奨に重点を置くよう配慮が必要である。

三 管内町村の予防接種勧奨については、強力に実施されたい。本年度の接種状況を見ると中には極めて不振の町村もあつたので嚴重に実施督促すべきである。また町村から報告する書類が無審査で中には報告数字に遺漏のものがあつたのでこの点特に留意し随時の確認方法等について更に考究されたい。

四 食品衛生監視及び環境衛生の運営に考究を要するものがある。すなわちこれら業務は広汎且つ複雑であるのに人的制約をうけ困難を生じている実状につき特に総合的な活動計画を樹立し、重点的に実施することが

肝要と認める。殊に公共施設の食品監視は努めて励行  
するよう措置せられたい。

五 町村保健婦と連携、いを密にし努力していることは結  
構であるが、一面保健所保健婦の活動は所内クリニッ  
ク及び若桜、智頭出張等により、その活動を阻害され  
前年度訪問実績に比較して二六九件が減少しているの  
で一層効率的活動せしむるよう配慮されたい。

六 経理出納事務、特に収入事務は業務関係と関連性が  
あり、その処理に当つて相互連携、いに配慮が欠け、事  
務手続の遅延或いは各種収入関係伝票類の照合、精査  
等に一層厳格を期すべきものがあつたので留意すべき  
である。なおクリニツクによる収入事務は担当看護婦  
に取扱わしめていたが、窓口収納(処理)でき得るよ  
う考究されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行

鳥取県鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町

印

刷

所 縣